

# かまがや消費生活センターだより第47号

## 理解度チェック【回答】



悪質な勧誘による寄附や契約は取り消せます

### 【回答】

Q1:「霊視をしたところ、先祖のたたりで、このままではあなたの家族は不幸になる。回避するためには、寄附が必要」と言われ、不安になってしまい、言われるままに高額な寄附をしてしまったが、この場合、寄附の意思表示を取り消すことができる。

#### 【答え】 ○

不当寄附勧誘防止法に、「靈感等による知見として、個人やその親族の生命、身体、財産等について不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、重大な不利益を回避するためには寄附をすることが必要不可欠である旨を告げること」などの寄附勧誘行為によって勧誘を受けた人が「困惑」して、寄附の意思表示をした場合は、定められた期間内であれば、その寄附の意思表示を取り消すことが出来るとあります。

Q2: 寄附者の配偶者や子どもは、寄附者本人ではないので、寄附を取消すことは一切できない。

#### 【答え】 ×

寄附者本人が寄附の取消しを行わない場合でも、寄附者に扶養されている配偶者や子どもは、婚姻費用や養育費などの権利を保全するために必要な場合であれば、本人に代わって取消権を行使することができます。

契約についてや、身に覚えのない請求、不審な電話・メールなど、お困りの際は、**鎌ヶ谷市消費生活センター**にお気軽にご相談ください。

場所：鎌ヶ谷市役所 2階商工振興課内  
電話：047-445-1246（予約優先）  
時間：平日（年末年始・祝日除く）  
10時～12時 13時～16時

